

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○公共測量の実施（五件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）…一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…二

○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止……………（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）…三

規則（公）

○東京都道路交通規則の一部を改正する規則……………三

公告

○東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………（環境局総務部環境政策課）…六

○河川整備基本方針の公表……………（建設局河川部計画課）…六

告示

●東京都告示第八百七十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、大田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同

条第三項の規定により告示する。

平成二十九年五月十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 大田区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 大田区大森東一丁目、大森東二丁目、大森東三丁目、大森中一丁目及び大森中二丁目各地方内
- 四 測量の期間 平成二十九年五月十六日から同年十二月八日まで

●東京都告示第八百七十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年五月十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量（三級基準点測量）
- 三 測量の区域 葛飾区亀有二丁目、亀有三丁目及び青戸八丁目各地方内
- 四 測量の期間 平成二十九年五月一日から同月三十一日まで

●東京都告示第八百七十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同

条第三項の規定により告示する。

平成二十九年五月十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量（二級基準点測量及び三級基準点測量）
- 三 測量の区域 葛飾区西水元一丁目、西水元二丁目、西水元三丁目及び西水元四丁目各地方内
- 四 測量の期間 平成二十九年三月一日から同年五月三十一日まで

●東京都告示第八百七十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年五月十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

●東京都告示第八百七十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年五月十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量、水準測量、現地測量、路線測量及び用地測量)
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年五月十六日から平成三十年三月三十一日まで

●東京都告示第八百八十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

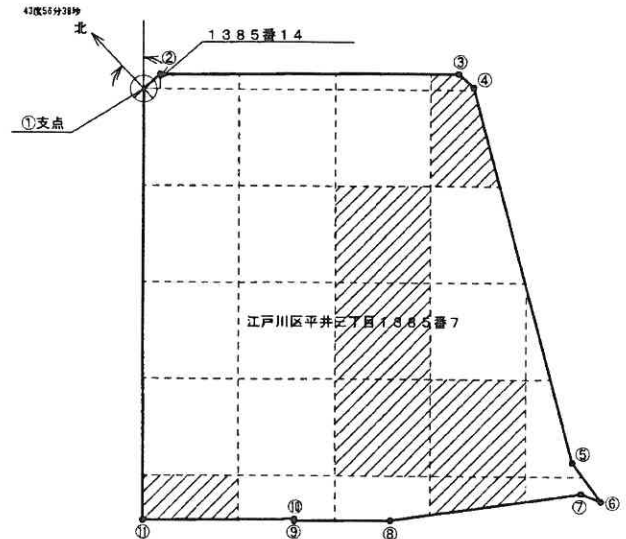
平成二十九年五月十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区平井三丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図

測点名	X座標	Y座標
①支点	-32952.884	745.940
②	-32952.805	748.181
③	-32974.329	770.739
④	-32976.476	770.919
⑤	-33011.560	751.432
⑥	-33016.479	750.748
⑦	-33014.536	749.814
⑧	-33002.747	733.512
⑨	-32995.843	726.260
⑩	-32995.713	726.376
⑪	-32984.873	714.910



座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成13年法律第53号)附則第2条の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【支点】
支点の位置は、X=-32952.884、Y=745.940とする。

【格子の回転角度(43度56分38秒)】
格子の回転角度は、①支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡 例】

- 敷地境界
- 界境界
- ▨ 形質変更時要届出区域
- 単位区画

東京都公報

発行 東京都

目次

- 特定計量器定期検査の実施（四件）……………一
- 平成三十年度地籍調査事業計画の策定……………二
- 公共測量の終了（五件）……………三
- 市街地再開発組合の設立認可……………四
- 土地区画整理事業の事業計画の変更……………四
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………五
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………六
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………七
- 食品衛生管理者養成施設及び食品衛生監視員養成施設の登録変更……………八
- 平成十四年東京都選挙管理委員会告示第七十六号……………八

告示

- （政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………八
- 平成十五年東京都選挙管理委員会告示第九十四号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………八
- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………九
- 東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………九
- 東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………九
- 開発行為に関する工事完了……………二〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………二〇
- 争議行為の予告……………二二
- 東京都水道局工事請負証明書の無効……………二二

告示

- 東京都告示第九百十号……………二二
- 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。
- 平成三十年六月二十二日
- 東京都計量検定所長 林 久美子
- 小平市
- 一 検査地域
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成三十年八月七日から同年九月四日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）
- 四 検査場所 (一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。
- (二) (一)のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。
- 五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
- 検査機関 検査機関の名称
- 東京都告示第九百一十一号……………二二
- 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

●東京都告示第九百二十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第八百八十八号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

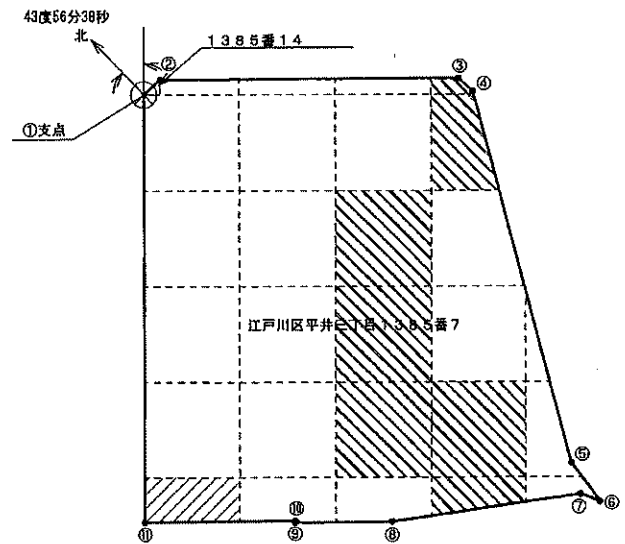
平成三十年六月二十二日

東京都知事 小池百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(江戸川区平井三丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図

測点名	X座標	Y座標
①支点	-32952.884	745.940
②	-32952.805	748.181
③	-32974.329	770.739
④	-32976.476	770.919
⑤	-33011.560	751.432
⑥	-33016.479	750.748
⑦	-33014.536	749.814
⑧	-33002.747	733.512
⑨	-32985.843	728.260
⑩	-32985.713	726.376
⑪	-32984.873	714.910



座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【支点】

支点の位置は、X=-32952.884、Y=745.940とする。

【格子の回転角度(43度56分38秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡 例】

- 敷地境界
- 界境界
- ▨ 指定を解除する区域
- ▨ 形質変更時要届出区域(平成29年東京都告示第880号により指定した区域)
- 単位区画